

小牧市立米野小学校改築基本設計業務委託プロポーザルに
おけるプレゼンテーション及びヒアリング実施要領

〔令和5年5月31日〕
5小教総第485号

1 プレゼンテーション及びヒアリングの対象者

小牧市立米野小学校改築基本設計業務委託プロポーザルにおけるプレゼンテーション及びヒアリングは、小牧市立米野小学校改築基本設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）による第一次審査により選定された者を対象に実施する。

2 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは次により実施する。

(1) 実施場所

小牧市役所本庁舎 4階 404会議室

(2) 実施日時

令和5年8月3日（木）

なお、時間割は別途通知する。

(3) 出席者

説明員は総括責任者、主任技術者から1名、パソコン操作員1名の3名以内とする。なお、原則として代理者の出席及び指定された者以外の者の出席は認めない。

(4) 実施方法及び留意事項

ア プレゼンテーション及びヒアリングの順番はくじ引きにより決定した順番及び時間で出席者の説明を受け、説明終了後、審査委員会委員がヒアリングを行う。

イ プレゼンテーションは1者につき10分以内で説明し、ヒアリングは20分以内を予定する。

ウ 説明資料、パソコン等の準備は、前者のヒアリング終了後の調整時間以内（5分）に行うこと。

エ プレゼンテーションに際しては、提出した様式10の内容のみとし、事務局で用意したパソコン（OfficeはMicrosoft Office Professional Plus 2016、OSはWindows11 Pro）を用いて説明す

ること。ただし、様式10に記載された文章、スケッチ等の範囲であれば、拡大用紙（パネル）を使用することは可とする。また、提案者側で用意したパソコンを含む周辺機器を使用することは妨げない。

オ 電子黒板（70V型ワイド）は事務局で用意する。なお、機種の様等については事前に確認すること。

3 第二次審査の選定概要

第二次審査は、原則として様式10のプレゼンテーション及びヒアリング等により審査し、最優秀者1者、次点者1者を選定する。

4 その他

- (1) ヒアリングにおいては、設計事務所の主要業務実績等についても確認する場合がある。
- (2) プレゼンテーションにおいてあらかじめ提出した技術提案書の内容以外の資料、模型等を使用した場合、提出された技術提案書は無効とする場合がある。
- (3) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書は無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、失格とする。ただし、交通機関等の事故等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附 則

- 1 この要領は、令和5年5月31日から施行する。
- 2 この要領は、小牧市立米野小学校改築基本設計業務委託の契約締結をもって、その効力を失う。